



# 鳥取県公報

平成 20 年 7 月 25 日 (金)  
第 8 0 1 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (533) (畜産課) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (534) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
	土地改良区の役員の就退任 (535) (東部総合事務所農林局) . . . . . 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (536) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (537) (〃) . . . . . 8
	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (538) (〃) . . . . . 9
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (539) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (40) . . . . . 9
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) . . . . . 10
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) . . . . . 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第 533 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平 20 鳥取県 1 第 1 号	OR465	合成豚	平成 18 年 7 月 5 日	岩手県 気仙郡 住田町	2004BAC	3395APZ T	級外	西伯郡大山町 有限会社山水園
平 20 鳥取県 1 第 2 号	OR553	〃	平成 18 年 7 月 11 日	〃	2826ABB	2809BNZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 3 号	OR466	〃	平成 18 年 7 月 5 日	〃	2004BAC	3395APZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 4 号	OR467	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 5 号	OR554	〃	平成 18 年 7 月 11 日	〃	2826ABB	2809BNZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 6 号	B715	〃	平成 18 年 1 月 23 日	〃	12373BA B	3028AOZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 7 号	B826	〃	平成 18 年 1 月 29 日	〃	12306BC A	3268ANZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 8 号	B827	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 9 号	R263	〃	平成 18 年 5 月 10 日	〃	12261BA A	3534ANZ T	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 10 号	R264	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平20 鳥取県1 第11号	金勝	黒毛和 種	平成18年 1月17日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	金平勝	かつひめ	2級	倉吉市 岸田克己
平20 鳥取県1 第12号	伯鶴	〃	平成17年 8月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	茂勝鶴	ふじやすふ く	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
平20 鳥取県1 第13号	照福勝	〃	平成18年 4月8日	〃	安茂勝	てるふく 1333	1級	〃
平20 鳥取県1 第14号	院櫛 1831	〃	平成18年 4月13日	〃	安福 165 の 9	ふくむすめ	2級	〃
平20 鳥取県1 第15号	関越 1841	〃	平成18年 8月10日	〃	松福美	ひめみつ 1133	〃	〃
平20 鳥取県1 第16号	紅檜 1845	〃	平成18年 8月16日	〃	若茂勝	てるみつ	〃	〃
平20 鳥取県1 第17号	風眉 1847	〃	〃	〃	安糸福	やどとき	〃	〃
平20 鳥取県1 第18号	菊雛 1851	〃	平成18年 8月17日	〃	美津照	はつひめ	〃	〃
平20 鳥取県1 第19号	舞狩 1859	〃	平成18年 8月23日	〃	茂波	やえなみ 1205	〃	〃
平20 鳥取県1 第20号	笠宮 1861	〃	平成18年 8月25日	〃	安平照	みやよし	〃	〃
平20 鳥取県1 第21号	宅武 1874	〃	平成18年 9月17日	〃	北湖 2	おんたけ8 の14	〃	〃
平20 鳥取県1 第22号	博忠 1906	〃	平成19年 3月2日	〃	茂勝鶴	たださと	〃	〃
平20 鳥取県1 第23号	博赤 1916	〃	平成19年 3月14日	〃	〃	ふきいん	〃	〃
平20 鳥取県1 第24号	笠秀 1917	〃	平成19年 3月15日	〃	安平照	ふじ	〃	〃

平 20 鳥取県 1 第 25 号	菊種 1919	〃	平成 19 年 3 月 17 日	〃	美津照	てるやす	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 26 号	福河 1920	〃	平成 19 年 3 月 18 日	〃	福栄	はせかわ	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 27 号	綾樺 1930	〃	平成 19 年 4 月 6 日	〃	安重福	あいこ	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 28 号	トットリ デー 05-49	デュロック 種	平成 17 年 6 月 29 日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 04- 80	トットリ デー 04- 78	〃	西伯郡南部町 鳥取県農林総 合研究所中小 家畜試験場
平 20 鳥取県 1 第 29 号	トットリ デー 05-288	〃	平成 17 年 7 月 14 日	〃	トットリ デー 04- 46	トットリ デー 04- 281	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 30 号	トットリ デー 06-176	〃	平成 18 年 7 月 8 日	〃	トットリ デー 05- 89	トットリ デー 05- 147	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 31 号	トットリ デー 06-290	〃	平成 18 年 7 月 14 日	〃	トットリ デー 05- 298	トットリ デー 05- 286	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 32 号	トットリ デー 7016	〃	平成 19 年 6 月 24 日	〃	トットリ デー 06- 28	トットリ デー 06- 160	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 33 号	トットリ デー 7064	〃	平成 19 年 6 月 25 日	〃	トットリ デー 06- 363	トットリ デー 06- 318	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 34 号	トットリ デー 7157	〃	平成 19 年 6 月 27 日	〃	トットリ デー 06- 198	トットリ デー 06- 331	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 35 号	トットリ デー 7164	〃	〃	〃	トットリ デー 06- 363	トットリ デー 06- 359	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 36 号	トットリ デー 7262	〃	平成 19 年 7 月 8 日	〃	トットリ デー 06- 369	トットリ デー 06- 302	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 37 号	トットリ デー 7391	〃	平成 19 年 8 月 3 日	〃	トットリ デー 06- 246	トットリ デー 06- 341	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 38 号	トットリ エフ 05-098	ランド レース 種	平成 17 年 4 月 7 日	〃	トットリ エフ 02- 243	トットリ エフ 03- 336	〃	〃

平 20 鳥取県 1 第 39 号	トットリ エフ 07-008	”	平成 19 年 1 月 27 日	”	トットリ エフ 05- 062	”	”	”
平 20 鳥取県 1 第 40 号	トットリ エフ 7090	”	平成 19 年 3 月 28 日	”	”	トットリ エフ 03- 373	”	”
平 20 鳥取県 1 第 41 号	トットリ エフ 7398	”	平成 19 年 10 月 25 日	”	トットリ エフ 05- 098	トットリ エル 03- 228	”	”
平 20 鳥取県 1 第 42 号	フジヨー ク 353 -060872	大ヨー クシャ 一種	平成 18 年 10 月 22 日	静岡県 菊川市	フジヨー ク 912-040376	フジヨー ク 021111-659	”	”
平 20 鳥取県 1 第 43 号	ナガラ アワ 7119	”	平成 19 年 5 月 12 日	鳥取県 西伯郡 南部町	1120 ナガラ アワ 0151 -063-2- 12	アワヨー ク ニクシ 06 -117	”	”
平 20 鳥取県 1 第 44 号	ナガラ フジ 7473	”	平成 19 年 11 月 28 日	”	”	フジヨー ク 060956-354	”	”
平 20 鳥取県 1 第 45 号	アワヨー ク ニク シ 04- 182	”	平成 16 年 4 月 21 日	”	アワヨー ク ニクシ 14 -85-6	アワヨー ク ニクシ 14 -98-8	級外	”
平 20 鳥取県 1 第 46 号	福鵬	黒毛和 種	平成 17 年 9 月 11 日	”	糸福波	くにおくえ い	2 級	西伯郡南部町 安部公三
平 20 鳥取県 1 第 47 号	金平勝	”	平成 12 年 12 月 17 日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	かねこ 5 の 2	1 級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総 合研究所畜産 試験場
平 20 鳥取県 1 第 48 号	勝安波	”	平成 13 年 12 月 16 日	”	”	しげふく 1	”	”
平 20 鳥取県 1 第 49 号	平菊照	”	平成 14 年 2 月 21 日	”	”	はるみ	”	”
平 20 鳥取県 1 第 50 号	北福内	”	平成 14 年 6 月 1 日	”	北国 7 の 8	ふくうち 7 の 3	2 級	”
平 20 鳥取県 1 第 51 号	北国桜 15	”	平成 15 年 1 月 4 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	”	ひえもんど い	”	”
平 20 鳥取県 1	景平	”	平成 15 年 10 月 10 日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	かげふく	1 級	”

第52号								
平20 鳥取県1 第53号	糸寿	〃	平成16年 6月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	糸新鶴	さかぐち1	2級	〃
平20 鳥取県1 第54号	八重勝	〃	平成16年 6月26日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	やえこ3の 8	〃	〃
平20 鳥取県1 第55号	福西松	〃	平成16年 7月30日	〃	福栄	たないとに しまつ	1級	〃
平20 鳥取県1 第56号	勝大山	〃	平成17年 5月5日	鳥取県 日野郡 日野町	平茂勝	まるこ	2級	〃
平20 鳥取県1 第57号	峰友	〃	平成17年 6月3日	鳥取県 日野郡 日南町	峯勝	もりひめ	1級	〃
平20 鳥取県1 第58号	金勝忠	〃	平成18年 5月7日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	勝忠平	はなゆき	〃	〃
平20 鳥取県1 第59号	糸福鶴	〃	平成18年 9月20日	〃	糸福	いとひらし ん	〃	〃
平20 鳥取県1 第60号	香月	〃	平成18年 10月28日	鳥取県 鳥取市	福桜	かつき	〃	〃
平20 鳥取県1 第61号	泰紀勝	〃	平成18年 12月17日	〃	平茂勝	のりこ6の 9	2級	〃
平20 鳥取県1 第62号	琴福波	〃	平成19年 1月14日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	福栄	ふくなみ	〃	〃
平20 鳥取県1 第63号	福福桜	〃	平成19年 1月26日	鳥取県 日野郡 日野町	福桜	きたのふじ	〃	〃
平20 鳥取県1 第64号	姫桜	〃	平成19年 2月7日	鳥取県 日野郡 江府町	〃	つるひめ	〃	〃
平20 鳥取県1 第65号	大日勝	〃	平成19年 2月25日	鳥取県 八頭郡 智頭町	第2平茂勝	だいにちか つ	〃	〃
平20 鳥取県1 第66号	花平忠	〃	平成19年 4月21日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	〃	はなこ	〃	〃

平 20 鳥取県 1 第 67 号	百合風	〃	平成 19 年 4 月 24 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合茂	はつみ	〃	〃
平 20 鳥取県 1 第 68 号	大溝	〃	平成 18 年 2 月 2 日	兵庫県 美方郡 新温泉 町	福芳土井	おおみぞ	〃	鳥取市河原町 谷口達雄
平 20 鳥取県 1 第 69 号	美津照光	〃	平成 18 年 12 月 27 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津照	ひかり	〃	東伯郡琴浦町 有限会社とう はく畜産
平 20 鳥取県 1 第 70 号	紋勝	〃	平成 16 年 4 月 1 日	鳥取県 鳥取市	紋次郎	かつのりこ	〃	八頭郡若桜町 津村嘉一

### 鳥取県告示第 534 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社 エス・ティ・エヌ	鳥取市鹿野町今 市 1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市 1025-5	居宅介護、重度 訪問介護	平成 20 年 6 月 12 日

### 鳥取県告示第 535 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり福井土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事	前 田 守 正	鳥取市福井257
〃	石 上 康 弘	鳥取市福井150
〃	小 谷 俊 行	鳥取市福井224
〃	麻 木 茂	鳥取市三津357
〃	井 上 範 行	鳥取市福井244-7
〃	福 本 順 治	鳥取市福井106-2

監 事 寺 嶋 覚 鳥取市福井358  
 " 福 井 秀 明 鳥取市福井374  
 平成18年 3 月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 守 正 鳥取市福井257  
 " 石 上 康 弘 鳥取市福井150  
 " 小 谷 俊 行 鳥取市福井224  
 " 田 中 仁 鳥取市三津342  
 " 井 上 範 行 鳥取市福井244- 7  
 " 福 本 順 治 鳥取市福井106- 2  
 監 事 寺 嶋 覚 鳥取市福井358  
 " 福 井 秀 明 鳥取市福井374  
 平成20年 7 月14日就任 任期 4 年

#### 鳥取県告示第 536 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社室山商店 代表取締役 室山誠	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店 介護事業所らるご	倉吉市住吉町 72 - 2	特定福祉用具 販売	平成 20 年 7 月 17 日
社会福祉法人中部 福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町 東園 331- 1	北栄デイサービス センターあずま園	東伯郡北栄町東 園 329	通所介護	〃

#### 鳥取県告示第 537 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
----------------	----------------	---------------------	----------------------	-------------	-------



有限会社室山商店 代表取締役 室山 誠	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店 介護事業所らるご	倉吉市住吉町 72 - 2	特定介護予防 福祉用具販売	平成 20 年 7 月 17 日
社会福祉法人中部 福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町 東園 331-1	北栄デイサービス センターあすま園	東伯郡北栄町東 園 329	介護予防通所 介護	〃

**鳥取県告示第 538 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人中部福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町東園331-1	北栄居宅介護支援センターあすま園	東伯郡北栄町東園329	平成20年7月17日

**鳥取県告示第 539 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北条島 366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市米原一丁目 12-20-101	居宅介護、重度訪問介護	平成 20 年 7 月 18 日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第 40 号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び当該総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに日野郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項（同法第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,819  
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,484  
 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,986

## 公 告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社川田工務店 代表取締役 川田 丈夫	鳥取市湖山町南二丁目488	鳥取市高住字塔ヶ谷1040-2外5筆 (9,179.1平方メートル)	真砂土 (32,270立方メートル)	平成20年6月20日から平成23年6月19日まで	平成20年6月20日

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の 5 第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採石場の所在地	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
美保テクノス株式会社 代表取締役 野津一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池字射矢谷尻2628-1外9筆	平成18年9月29日から平成23年9月28日まで	採石場の面積	182,671平方メートル	128,784平方メートル	平成20年6月17日

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
千馬商会 代表者 千馬高広	鳥取市湖山町 北三丁目 468	鳥取市三津字大 浜ノ二1145外15 筆 (7,094平方メ ートル)	砂(25,198立方 メートル)	平成20年6月6日 から平成21年6月 5日まで	平成 20 年 6 月 6 日
〃	〃	東伯郡北栄町下 神字東灘山1058 -1外1筆 (3,844平方メ ートル)	砂(6,841立方 メートル)	〃	〃
有限会社西山工 業 代表取締役 西山秀雄	米子市夜見町 1936-3	米子市富益町字 新開拾参226-4 外12筆 (6,263平方メ ートル)	砂(12,253立方 メートル)	平成20年6月17日 から平成21年6月 16日まで	平成 20 年 6 月 17 日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年10月1日から平成26年9月30日まで

(4) 納入期限

平成20年9月30日（火）

(5) 納入場所

鳥取市千代水二丁目12 鳥取県警察本部刑事部科学捜査研究所

(6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年7月30日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年7月25日(金)から同年8月8日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年7月25日(金)から同月30日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年8月8日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年8月5日(火)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に72月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。